様式１（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付申請書

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第６条第１項の規定により、標記の助成金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

１　助成事業の名称

２　事業計画

（１）助成対象経費

円（税抜）

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和３年度 | 令和４年度 | 合計 |
| 助成対象経費 |  |  |  |
| 助成対象外経費 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

（２）その他詳細

別紙のとおり

３　助成事業者の住所

４　その他

（別紙）

事業計画書

Ⅰ　助成事業の内容

１　助成事業の名称

２　事業者名

３　助成事業の目的

４　各年度の事業の目標及び内容

５　助成事業期間

・助成事業の着手（予定）日　　　　令和　年　月　日

・助成事業の完了（予定）日　　　　令和　年　月　日

Ⅱ　助成事業の実施体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業項目 | 実施場所  （主たる場所） | 担当責任者 |
|  |  | ・事業担当責任者  ・経理担当責任者 |

Ⅲ　経費の区分

１　助成対象経費の内訳

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | | 種別 | 助成対象  経費 | 助成金  ※１ | 備　考 |
| （１）直接経費 | | |  |  |  |
|  | 物品費 | ― |  |  |  |
| 人件費・謝金 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| 旅費 | ― |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| （２）委託費  ※２ | |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| （３）間接経費　※３ | | |  |  |  |
| 合計 | | |  |  |  |

※１　助成金の額については、本要綱第４条に規定する研究開発期間内で、第５条第２項に規定する上限額以内とすること。

※２　委託先について企業名や委託内容をある程度記載すること。

※３　間接経費を計上する場合は、（１）及び（２）の合計金額の３０％以内とすること。

２　助成事業費

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象経費 |  |
| 助成対象外経費 |  |
| 合計 |  |

様式２－１（第７条関係）

情通機デ第 号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付決定通知書

令和　年　　月　　日付けで申請のあった標記の助成金については、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱（以下本通知書において「交付要綱」という。）第７条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同条第２項の規定により通知します。

記

１　助成事業の名称

２　助成金の交付決定額

３　助成金の交付の対象となる事業は、交付要綱第２条の目的の達成に資する助成事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

４　助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、同法施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付要綱に従わなければならない。

５　助成条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

６　その他

様式２－２（第７条関係）

情通機デ第 号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金不交付決定通知書

令和　年　　月　　日付けで申請のあった標記の助成金については、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第７条第１項の規定により、不交付とすることに決定しましたので、同条第２項の規定により通知します。

様式３（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付申請取下げ届出書

令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって交付決定通知のありました標記の助成金について、交付の申請を取り下げたいので、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　助成事業の名称

２　取下げの理由

３　その他

様式４－１（第８条、第１１条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金経費配分（事業内容）

変更承認申請書

令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって交付決定通知のありました標記の助成金について、経費配分（事業内容）を変更したいので、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１１条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　助成事業の名称

２　変更の内容

変更前

変更後

３　変更を必要とする理由

４　変更が助成事業に及ぼす影響

５　その他

様式４－２（第１１条関係）

情通機デ第 　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金経費配分（事業内容）

変更承認書

令和　年　　月　　日付けで申請のあった標記の助成金に係る助成金経費配分（事業内容）の変更申請については、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり承認します。

記

１　助成事業の名称

２　助成金の交付決定額

３　助成金の交付決定変更の対象となる事業は、令和　　年　　月　　日付け情通機デ第

号において交付決定を行った革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金とし、その変更内容は変更承認申請書記載のとおりとする。

４　その他

様式５－１（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金事業中止（廃止）

承認申請書

令和　年　　月　　日付け情通機デ第 　号をもって交付決定通知のありました標記の助成金について、事業を中止（廃止）したいので、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１２条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　助成事業の名称

２　助成金交付決定額

３　事業中止（廃止）の年月日

４　事業中止（廃止）の理由

５　その他

様式５－２（第１２条関係）

情通機デ第 　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金事業中止承認書

令和　年　　月　　日付けで申請のあった標記の助成金の中止については、助成事業を遂行することができないと認められるので、これを承認します。

なお、令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号で交付決定を行った同助成金については、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１２条第２項の規定によりその決定を取り消すこととしたので、通知します。

様式５－３（第１２条関係）

情通機デ第 号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金事業廃止承認書

令和　年　　月　　日付けで申請のあった標記の助成金の廃止については、助成事業を廃止することが適当と認められるので、これを承認します。

なお、令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号で交付決定を行った同助成金については、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１２条第２項の規定によりその決定を取り消すこととしたので、通知します。

様式６（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

　　　　　　　事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金事業遅延届出書

令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって交付決定通知のありました標記の助成金について、事業の遅延が見込まれるので、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　助成事業の名称

２　助成事業の内容及び進捗状況（経費の支出状況含む。）

３　遅延理由

４　遅延に対して講じた措置

５　その他

様式７－１（第１４条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金実施状況報告書

令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって交付決定通知のありました標記の助成金につき、その実施状況について、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１４条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　助成事業の名称

２　現在までの事業実績

３　現在までの経費の支出状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 助成事業費(A) | 助成事業費の支出額(B) | 進行率(%)  (B)/(A) | 助成金の概算交付済額 | 助成金の  支出額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

４　その他

様式７－２（第１４条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金事業完了届

令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって交付決定通知のありました標記の助成金につき、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１４条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　助成事業の名称

２　助成事業の実施状況（※交付決定内容に照らして助成事業が完了しているか具体的内容を記載）

様式８（第１５条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金実績報告書

令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって交付決定通知のありました標記の助成金について、事業が完了しましたので、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１５条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　助成事業の名称

２　助成事業の実績（決算書）　別紙１及び別紙２のとおり

３　助成事業者の住所

４　その他

別紙１

助成事業の実績（決算書）

１　助成対象経費の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付決定額（令和○年度） | | | | | | | | | | | | | 助成金に係る実績額（令和○年度）※１ | | | | | | | | |
| 合計（a+b+c） | 直接経費（a） | | | | 委託費（b） | | | | | 間接経費（c） | | | 合計（A+B+C） | | | 直接経費（A） | | 委託費（B） | | 間接経費（C） | |
| 円 | 円 | | | | 円 | | | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | 円 | | 円 | |
| 直接経費等請求済額（令和○年度）※２ | | | | | | | | | | | | |  | | | | | | | | |
| 概算払等請求額  （令和○年度） | | | | 受入利息 | | | | 計 | | | | |
| 円 | | | | 円 | | | | 円 | | | | |
| 費目別収支決算（状況）表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | 直接経費 | | | | | | | | | | | | | | | 委託費 | | 間接経費 | | 合計 |
| 物品費 | | | | 人件費・  謝金 | | | 旅費 | | | その他 | | 計 | | |
| 交付決定額 | | 円 | | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | 円  （a） | | | 円  （b） | | 円  （c） | | 円  (a+b+c) |
| 助成事業に要した  経費 | | 円 | | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | 円 | | | 円 | | 円 | | 円 |
| 助成対象  経費 | | 円 | | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | 円 | | | 円 | | 円 | | 円 |
| 助成金  充当額 | | 円 | | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | 円  （A） | | | 円  （B） | | 円  （C） | | 円  （A+B+C） |
| 助成対象外経費 | | 円 | | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | 円 | | | 円 | | 円 | | 円 |
| 収入※３ | | | | | | | | | | | | | | |  | | | | | | |
| 助成金 | | | 自己負担 | | | | その他 | | | | 合　計 | | | |
| 円 | | | 円 | | | | 円 | | | | 円 | | | |
| 備考欄 | |  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※１ 間接経費は、助成交付決定時の率及び助成交付決定額の範囲内で算出すること。

※２ 概算払等を複数回受けた場合には、「概算払等請求額」、「受入利息」をそれぞれ記載し、「計」欄にはその合算額を記載すること。

※３ 助成事業の実施に際して投資等を受けた場合には「自己負担」の欄に計上するとともに、その内訳を備考欄に記載すること。また、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄における「その他」に計上すること。

２　助成事業費

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象経費 |  |
| 助成対象外経費 |  |
| 助成事業費 合計 |  |

別紙２

取得財産等一覧表

１　助成事業において取得・製造した資産

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産の名称 | 仕様 | 数量 | 取得等年月日 | 取得等価格 | 設置場所  （住所） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

※助成事業において取得・製造した資産について、助成事業者において管理する資産の単

位毎に記載すること。

※革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第２２条第１項の財

産処分の制限に該当するものは備考欄に「＊」を付すこと。

※記載に当たっては本助成事業において取得・製造した資産すべてについて年度に区分し

　記載すること。

２　助成事業において効用の増加がなされた資産

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産の  名称 | 仕様 | 数量 | 効用の増加年月日 | 財産の額 | | 設置場所（住所） | 備考 |
| 増加前 | 増加後 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第２２条第１項の財産処分の制限に該当する効用の増加がなされた資産について、助成事業者において管理する資産の単位毎に記載すること。

※本助成事業において取得・製造した資産については備考欄に「＊」を付すこと。

※記載に当たっては本助成事業において効用の増加がなされた資産全てについて年度に

区分し記載すること。

様式９－１（第１６条関係）

情通機デ第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金確定通知書

標記の助成金については、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１６条第１項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

１　助成事業の名称

２　助成金の交付決定額

３　助成金の額の確定額

４　その他

様式９－２（第１６条関係）

情通機デ第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金確定通知書

標記の助成金については、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１６条第１項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

なお、既に交付した助成金の額が確定した額を超えるので、同条第４項の規定に基づき、下記のとおり別途送付する納入告知書により返還してください。

記

１　助成事業の名称

２　助成金の交付決定額

３　助成金の額の確定額

４　返還すべき助成金の額

５　返還期限

納入告知書に記載された期限

６　その他

様式１０（第１７条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金

消費税等仕入控除税額確定報告書

令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって確定通知のありました標記の助成金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１７条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　助成事業の名称

２　消費税及び地方消費税の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額

３　助成金返還相当額

※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。

４　その他

様式１１（第１８条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金精算（概算）払請求書

令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって交付決定通知のありました標記の助成金につき、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第１８条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　　　　　　　　円

２　請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３　概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４　振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

様式１２（第２０条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金知的財産権報告書

標記の助成金による事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得たので、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第２０条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　助成事業の名称

２　知的財産権の取得状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 知的財産権の  内容 | 発明者等 | 権利者 | 知的財産権の  種類、番号 | 出願年月日 | 取得年月日 |
|  |  |  |  |  |  |

様式１３－１（第２１条関係）

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価  (税込) | 金額  （税込） | 取得  年月日 | 保管  場所 | 備考 |
|  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |

（注）

１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第２２条第１項に規定する処分制限額以上の財産とする。

２　数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場

合は分割して記載すること。

３　取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式１３－２（第２１条関係）

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金

取得財産等管理明細表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価  (税込) | 金額  （税込） | 取得  年月日 | 保管  場所 | 備考 |
|  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |

（注）

１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第２２条第１項に規定する処分制限額以上の財産とする。

２　数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場

合は分割して記載すること。

３　取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式１４－１（第２２条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金財産処分承認申請書

　令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって交付決定通知のあった標記の助成金における財産処分につき、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第２２条第３項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　処分の内容

（１）処分する財産名等（別紙）　※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋等

（２）処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

（３）処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

２　処分理由

様式１４－２（第２２条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金

設備等一時使用報告書

情報通信研究機構　所管　　　　　　　 設備等管理者（　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通し  番号 | 事業名 | 研究課題名 | 設備等 | | | | 使用者 | | 一時使用者 | | | | 備考 |
| 番号 | 名称 | 取得日 | 処分  制限  期間 | 所属  氏名 | ○○年度内  使用日等 | 転用  ・貸付  区分 | 所属  氏名 | 使用日等 | 転用又は貸付先における研究開発の事業内容 |
| 1 | ●●●事業 | ▲▲▲ | 備\-×× | □□□ | R○ | ○年 | ○○  ○○ | R〇.〇.〇  ～〇.〇、  R〇.〇.〇  ～R〇.2.20 | 貸付 | ■■  ■■ | R〇.〇.〇  13:00～16:00 | ○○の○○を推進するために必要な○○の研究開発 | ①管理協定の内容  ②貸付額の内訳（実費負担を求める場合のみ） |
| 2 | ■■■事業 | ◇◇◇ | 備\-◆◆ | ○○○ | R○ | ○年 | ××  ×× | R〇.〇.〇  ～〇.〇、  R〇.〇.〇  ～R〇.〇.〇 | 貸付 | ●●  ●● | R〇.〇.〇  ～〇.〇  毎週火曜日  9:00～9:30 | ●●の●●を推進するために必要な●●の研究開発 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式１５（第２５条関係）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　殿

事業者名

職　　名

氏　　名

革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金

事業化及び収益状況報告書

令和　年　　月　　日付け情通機デ第　　　　　号をもって交付決定通知のあった標記の助成金における事業化の状況及び収益状況を、革新的ベンチャー等助成プログラム（ＳＢＩＲ）助成金交付要綱第２５条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

助成事業の実施結果の事業化等の有無

１　助成事業の実施結果の事業化　　　　　　　有 無

２　知的財産権等の譲渡又は実施権の設定　　　有 無

３　その他の助成事業の実施結果の他への供与　有 無

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 助成金  確定額  （Ａ） | 助成事業に係る本年度収益額  （Ｂ） | 控除額  （Ｃ） | 本年度までの助成事業に係る支出額  （Ｄ） | 基準納付  額  （Ｅ） | 前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額  （Ｆ） | 本年度  納付額  （Ｇ） |
|  |  |  |  |  |  |  |

（記載注意事項）

１　「助成事業の実施結果の事業化」とは、助成事業で作成した試作品等について、助成事業完了後に助成事業者が開発費を投じる等の改良等加えることなく製品化して販売した場合又は助成事業で実施した性能評価の評価結果を製品等の説明や宣伝等に用いて販売を行う場合とする。

２　「助成金確定額：（Ａ）」とは、助成金確定額をいう。

３　「助成事業に係る本年度収益額：（Ｂ）」とは、助成事業の実施結果の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

「総収入を得るに要した額」とは、

助成事業の実施結果の事業化：材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額

助成事業の実施結果の他への供与：知的財産権の譲渡・実施権の設置契約に係る代理手数料、専用実施権・通常実施権の設定登録費用等

　をいう。

なお、（Ｂ）が０又はマイナスの場合には、（Ｃ）、（Ｄ）、（Ｅ）、（Ｇ）の項目については、記載しないこと。

４　「控除額：Ｃ」とは、助成事業に要した経費のうち、助成事業者が自己負担によって支出した額（助成事業に要した経費－助成金確定額）をいう。

なお、助成事業完了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から助成事業年度終了より前年度までの助成事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの助成事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は０とする。

５　「本年度までの助成事業に係る支出額：Ｄ」とは、助成事業に要した経費及び助成事業年度終了以降に追加的に要した助成事業に係る経費の合計額をいう。

６　「基準納付額：Ｅ」とは、「助成事業に係る本年度収益額：Ｂ」から「控除額：Ｃ」を差し引いた額に、「助成金確定額：Ａ」を乗じ、「本年度までの助成事業に係る支出額：Ｄ」で除した額をいう。（Ｅ＝（Ｂ－Ｃ）Ａ／Ｄ）

７　「前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額：Ｆ」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

８　「本年度納付額：Ｇ」とは、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計額が「助成金確定額：Ａ」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計額が「助成金確定額：Ａ」を超える場合には、「助成金確定額：Ａ」から「累積納付額：Ｆ」を差し引いた残額が本年度納付額となる。（Ａ＞Ｅ＋ＦならばＧ＝Ｅ 、Ａ≦Ｅ＋ＦならばＧ＝Ａ－Ｆ）

９　「助成事業に係る本年度の収益額：（Ｂ）」の計算根拠が確認できる資料（収益計算書例を参照）を添付すること。

（収益計算書例）

令和 年度　収益計算書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 助成事業の実施に係る  金額（円） | 備考 |
| 収入 | 売上収入 |  |  |
| 知的財産権に係る収入 |  |  |
| 実施結果の他への供与による収入 |  |  |
| 収入合計（Ａ） |  |  |
| 経費 | 売上原価 |  |  |
| 販売直接費 |  |  |
| 販売間接費 |  |  |
| 一般管理費 |  |  |
| 買戻損失 |  |  |
| 買戻損失準備金引当額 |  |  |
| 棚卸減耗 |  |  |
| その他（ 　　　　　　　） |  |  |
| 経費合計（Ｂ） |  |  |
| 収益額（Ａ―Ｂ） | |  |  |

※　収益額の計算根拠が確認できれば、上記例の様式である必要はない。